

建設工事のコスト表示実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事における透明性及びコスト意識の向上を図り、市として積極的な説明責任を果たすため、事業実施に係る費用を住民に分かりやすく表示することを目的とする。

(対象)

第2条 コスト表示の対象は、長久手市が発注する建設工事であって、工事請負額の金額が250万円以上の公共工事（以下「工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急的な工事及び住民の目に触れる機会が少なくコスト表示の効果が期待し難いものは、この限りでない。

(表示方法)

第3条 コスト表示の方法は、別記の方法により工事請負額（消費税及び地方消費税を含む。）を表示する。

2 工事の内容の変更に伴い工事請負額の変更が生じた場合は、コスト表示する額の手換えは、行わないものとする。

(その他)

第4条 コスト表示は請負業者が行い、表示に係る費用は工事請負額に含めるものとする。

2 工事の主管課は、表示に必要な情報を請負業者に提供するものとする。

付 則

この要領は、平成18年12月1日以降に予算執行する工事から適用する。

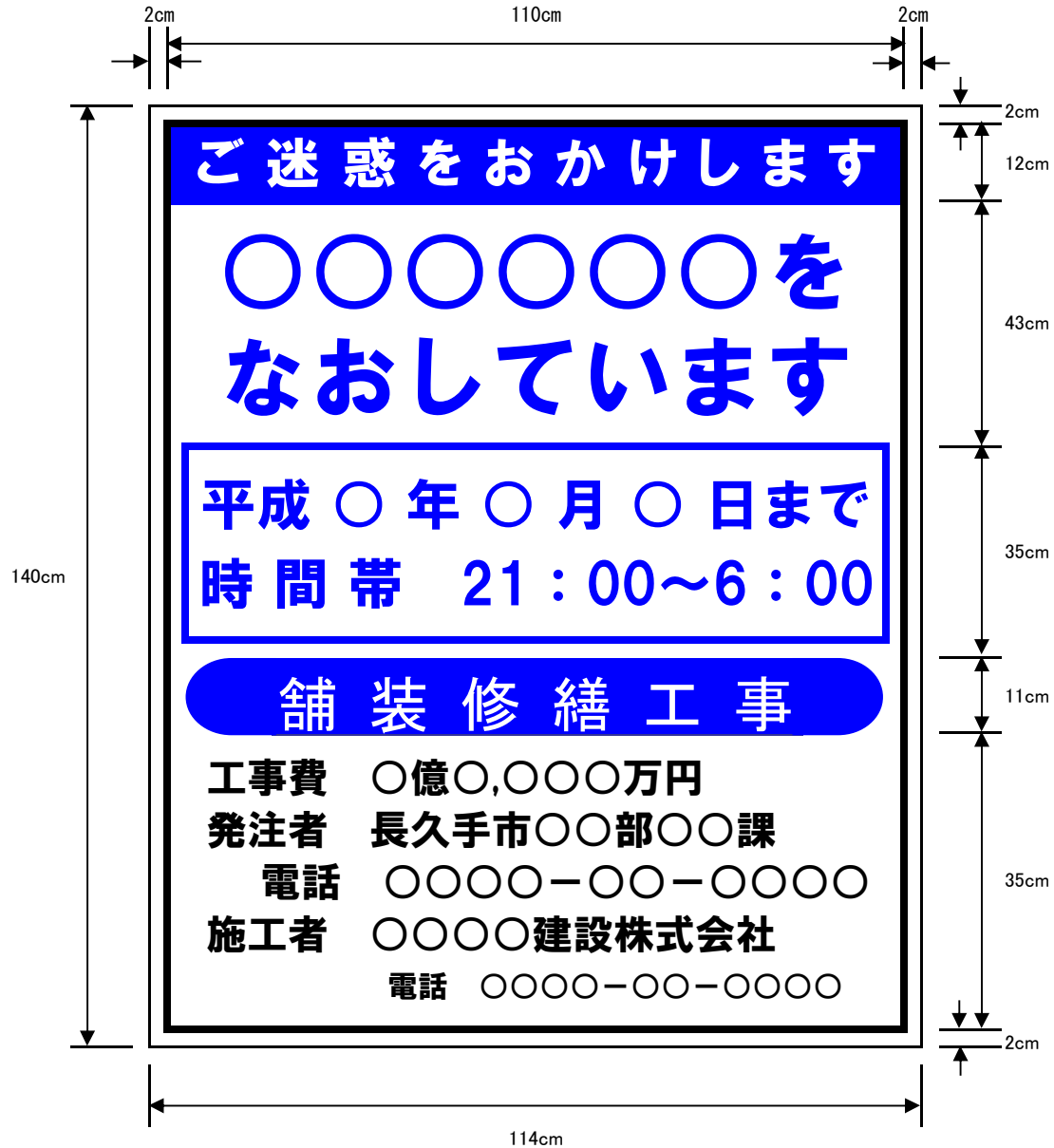
附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

別記（第3条関係）

工事費（税込み）250万円以上の工事

工事表示板記載例



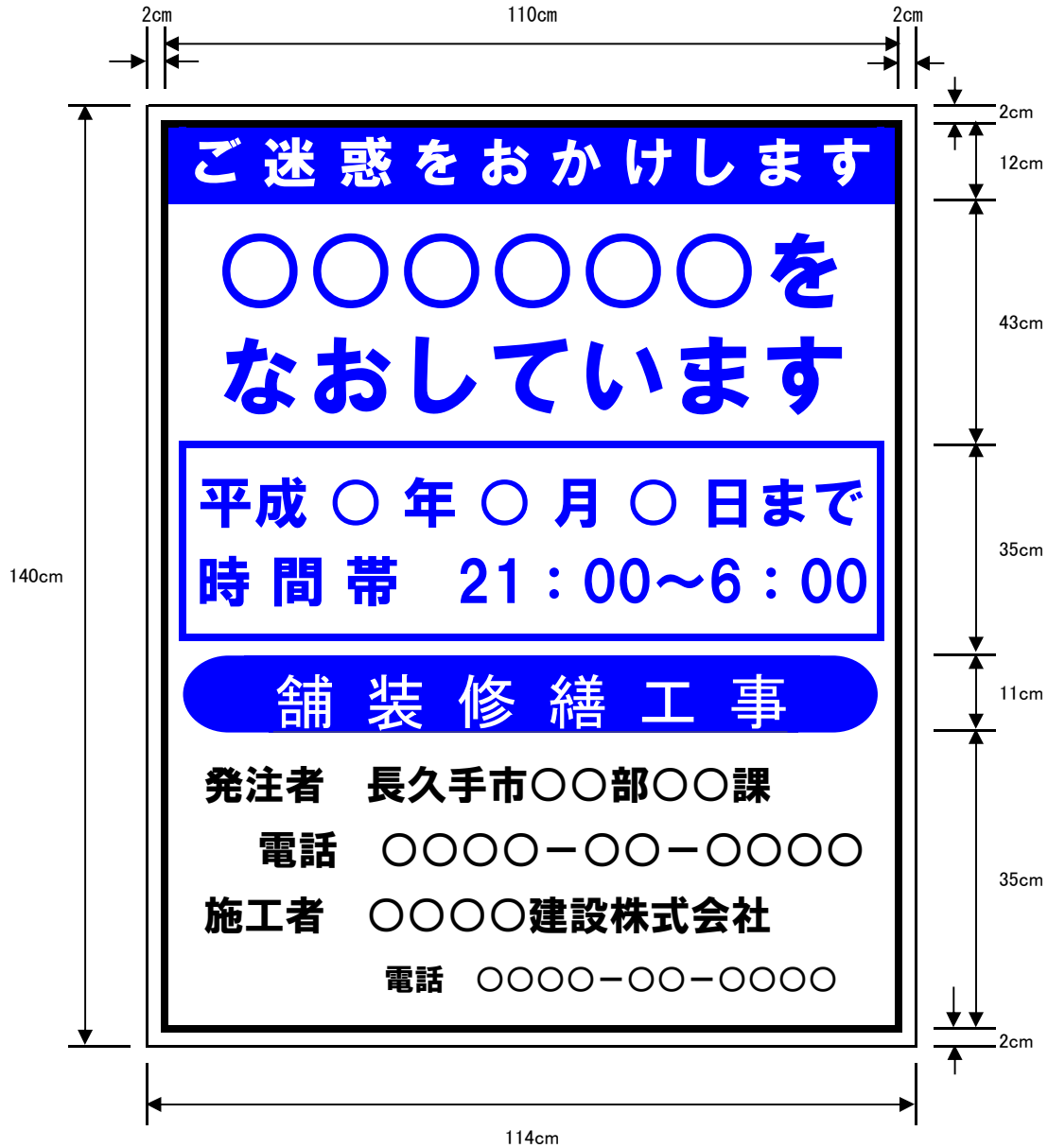
備考1 工事費（税込み）の記載対象となる工事は、250万円以上のものとする。

2 工事費の1万円未満は、「切上げ」とする。

3 「〇〇〇をなおしています」の記載例については、愛知県建設部の仕様に準じるものとする。

工事費（税込み）250万円未満の工事

工事表示板記載例



備考 「〇〇〇をなおしています」の記載例については、愛知県建設部の仕様に準じるものとする。